

## 安中おもてなしとくとくキャンペーン第4弾における登録店舗の要件

安中市内で飲食業、小売業、娯楽業（ゴルフ場、テーマパーク等）などを営む事業者のうち、下記のいずれの条件にも該当する者とする。ただし、市長が認めるものについてはその限りでない。

- (1) 安中市内に本社、本店、主たる事業所があるもの。
- (2) 許認可を必要とする業種は、当該許認可等に係る登録・届出等を行っているもの。
- (3) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (5) 本事業の目的に照らし不相当と認められる事業を営んでいないこと。